

会議の名称	令和3年度第4回個人情報保護運営審議会		
開催日時	令和4年2月2日(水) 午後2時00分～3時40分		
開催場所	東村山市役所 本庁舎3階 庁議室		
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 日下直喜委員・佐藤佳弘委員・田村初恵会長・當間丈仁 会長職務代理・広井勝夫委員・水越久吉委員 (市事務局) 荒井総務部長・武藤総務課長・鳴海情報公関係長</p> <p>●委員欠席者：無し</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合その理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	(1) 会長挨拶 (2) 会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議 ・令和3年度諮問第11号 「マイナ・アシストの利用」(市民課) ・令和3年度諮問第12号 「安全施設等管理業務支援システム業務委託」(交通課) ・令和3年度諮問第13号 「都市計画情報等提供システムの構築、導入及び保守契約」(情報政策課) (4) 報告 ・個人情報取扱業務届出書について(総務課) ・東村山駅東口駅前トイレへの防犯カメラ設置(道路河川課) (5) その他		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公関係 担当者名 鳴海・高谷 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 会長挨拶 皆様こんにちは。 今年初めての審議会になります。 新型コロナウイルス感染症が再拡大しています。 この審議会につきましても、中身を濃く、時間は短く進めさせていただきたいと思 います。 また、本日は日中開催でございます。私個人としては、日中の開催はありがたく思 っておりますので、これからもご検討いただけたらと思います。 本日もよろしく申し上げます。 (2) 諮問書授受			

荒井総務部長より田村会長へ諮問書を渡す。

(3) 諮問審議

○「マイナ・アシストの利用」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び市民課の回答

- 諮問書 P. 2 「5 個人情報取り扱いの留意点 (3)」に、「2 週間保管」とあるが、2 週間保管する必要があるのか。
 - 基本的には、マイナンバーカードの作成主体である地方公共団体情報システム機構 (以下、「J-LIS」と表記) ヘデータが送信されれば、保管の必要はない。しかし、J-LIS での審査の結果、不備など何らかの原因で申請を受け付けられない状況になった場合、再送信をする必要がある。それに備え、2 週間の保管をしていると伺っている。
- 再送信に失敗した場合など、さらに延長される場合もあるのか。
 - そのことも踏まえ、2 週間の保管である。
- 2 週間以上は保管されないということか。
 - お見込みのとおりである。
- 諮問書 P. 6 「製品説明資料」に「氏名、メールアドレス入力」とあるが、諮問書 P. 2 「4 取扱う個人情報の種類」には含まれていない。本件は、本人のスマホではなく、市が用意したタブレット端末を使用した申請と説明されていたが、そのタブレットを用いた申請の場合は、氏名やメールアドレスを取り扱わないとの理解で良いか。
 - お見込みのとおりである。諮問書 P. 3 のご指摘の内容は、ご自身のスマートフォンを使用した場合の申請フローである。本件については、氏名やメールアドレスの入力は行わない。申請内容に不備等があった場合は、申請者の住所へ案内が送付される。
- 申請者の住所へ案内が送られるとのことだが、どのようにしてその住所などを特定するのか。
 - マイナ・アシストを使用し J-LIS へ送信される ID で特定する。J-LIS ではこの ID と、J-LIS の持っている氏名・住所を掛け合わせて特定することができる。不備などがあった場合は、J-LIS の持っている住所情報に基づいて、J-LIS より案内が送付される。
- 諮問書 P. 1 「1 諮問理由」に「市が撮影した写真が不備となるか」とある。マイナ・アシストを利用しても、撮影を行うのは市職員との理解で良いか。
 - お見込みのとおりである。
- そういった不備があるのはどのくらいなのか。また、マイナ・アシストを導入することによって改善されるのか。
 - 市職員が撮影した写真で不備となる割合は、今でもそれほど高くないが、まれに撮影した写真のトリミングが原因となり不備となることがある。マイナ・アシストで撮影した場合、そのトリミングも機械のほうで行われるので、そういった不備は無くなると想定している。
- 本件では、市と事業者との間で取り交わす個人情報取扱に関する条項や覚書などはないのか。
 - このサービスを利用するにあたって、市と(株)DNP アイディーシステム (以下、

「DNP」と表記)とで取り交わすのは、諮問書P. 16の利用規約確認書のみである。

- 個人情報保護に関する取り決めなどはないのか。
- 個人情報については諮問書P. 19「利用規約」第5条の記載のみである。
- この利用規約では不都合はないか。
- DNPからは、この利用規約に同意が出来ない場合はサービスの利用が出来ないと伺っている。
- 本件には3者が関わっている。市、それから市とマイナ・アシスト機器の賃貸借契約を締結する事業者、それとDNPである。DNPは、市との契約行為の中には登場しない。市とDNPはどう関わろうとしているのか。市は市民の個人情報を守らなければならない。しかし、DNPは、自身のシステムを利用する場合、自身の指定した代理店と契約し、自身の出す条件に同意してください、出来なければサービスの利用は出来ませんと言っている。このような構図の中で、市は、DNPに対し、どのように個人情報を守ってもらうのか、守らせるのか。これが委員の皆さんが心配されていることである。
- 3者に加え、申請者本人も関わっている。申請をする際には、必ず申請者本人に利用規約を読んでいただいて、それに同意していただくという工程がある。
- 利用規約に市が指定する文言が入れられるようになっている。そこに申請者が納得するような文言を入れることによって、本人が申請したという機能が発揮される。だから良いというお話である。しかし、いちいち利用規約などは読まない。同意しないと次へ進まないで、読まずに同意する。けれども最終的に申請ボタンは申請者本人が押すから本人申請となる。市職員はあくまでもサポーターであるというのが、全体の構図である。申請者はこのサービスを利用することで、なりすましの申請は防げるといった利点はあるが、そこから先、DNPという会社、大きな企業なので問題は無いと思っているが、その会社が何をどう担保するのかというのは考える必要があるのではないか。

(情報公開係長)

マイナ・アシストを利用し、DNPを通した形でJ-LISへ申請するのは、紙による申請やご自身のスマホでの申請、証明写真機による申請と変わらず、申請者自身によるものである。よって、本件を、市が事業者へ何かを委託、お願いをする従前の諮問として取り扱うものか否か悩んだ経緯がある。当市と同様の条例を定め、かつ、マイナ・アシストを導入している自治体が2つ見つかり、そこにこの案件をどのように扱ったか伺ったところ、1つは、ご自身で申請するものなので委託にあたらなないと判断し諮問不要とし、1つは、当市と同様の悩みはあったが、市が用意する端末、回線を利用した申請を行う点において審議会の意見を聴くべきと判断し、諮問したとの回答が得られた。当市においても、後者の自治体を参考に、審議会委員各位のご意見を伺いたく、諮問させていただいた次第である。事業者の提示する定型フォーマットによる契約を行っている案件は、本件に限らずいくつもある。

- 市民がDNPと契約のような形で申請しているのか否かもあるが、市からこういった方法を提案されて申請をした市民にとっては、市から申請をしているというイメージが強い。そういった中で、トラブルが起きたときに、市はどういうお答えをするのかは重要なことである。
- 確認である。機器の賃貸借契約を結ぶ事業者へは、当然市が賃貸借料の支払いを行うが、DNPへはどうか。1件申請があればいくら支払うといった形も考えられるが、あくまでも保守や運営費しか発生しないというものなのか。
- タブレット端末の賃貸借ではあるが、マイナ・アシストのアプリケーションが入

った専用のタブレットになっており、そのアプリケーションサービスの提供料という形になると思われる。本件はリース契約であるが、通常であれば機器の購入となり、その購入費の中に、5年分の保守契約とサービスの利用料金が入っているものである。

- 事務局より、事業者側の定型フォーマットでの契約はいくつかあるとの話があったが、具体的にはどういったものか。

(情報公関係長)

全国の自治体に対して同パッケージのシステムやソフトウェアなどの提供という形のものである。具体的には、「介護保険指定事業者等管理システム」のもの、「公立保育所緊急時メール配信システム」のもの、それからこれはソフトウェアではないが、「市立小・中学校教職員ストレスチェック業務委託」、これらについては、事業者が用意した全国同一のフォーマットでの契約を行っている。

- この機器を利用し、仮に、DNP から顔写真などが漏えいし、被害が発生した場合、市が責任を負うことになるのか、それとも DNP が責任を負うのか。また、利用にあたって何かあった場合は、申請者本人になるのか。責任の分担はどうなのか。市は、あくまでもこのサービスの提供をするだけであって、利用するか否かは申請者自身の判断と責任でやっていただくとなると、市が責任を負うわけではなく、そうなる、これに個人情報の条項を盛り込むこと自体に疑問が生じる。
- 市民のかたのイメージとして、市の窓口で手続きをしているので、市の責任のもとで申請をしているといったものを持たれるかとは思ふ。しかし、実際には、街中にある証明写真機で申請するものと同じものであると考えており、そのために、申請者本人に利用規約に同意いただき、最後の申請ボタンも本人に押しただけのものだと考えている。市が責任を負うという想定はしていない。
- そういう話であれば、市が特約条項を付加することが、契約の考え方からすると、発生しないのではないかと思う。もしくは、発生したとしても、そこまでの内容を盛り込めるものか疑問である。しかし、そうだとしたら、このサービスの利用は申請者本人の責任と判断でお願いしていることを、しっかりと伝える必要がある。そうやって、申請者に、利用にあたっての責任分担が概ねでも分かるようにしたほうが良いのではないか。ここまでの議論を聴き、そういう印象を持った。
- 申請者に誤解を与えないよう分かるようにし、同意をしていただいたうえで利用していただきたい。
- 機器の賃貸借契約には、特約条項の付加が必要なのではないか。

(情報公関係長)

特約条項や情報セキュリティの合意書は、受託者側が個人情報を取り扱う場合に付加するものである。本件において、賃貸借契約で借り受ける機器の中には、ローカルドライブも含め、個人情報が残らないものとなっており、機器の保守や返却時においても、賃貸借契約の相手側である販売代理店は個人情報を一切取り扱わない。このことから、機器賃貸借契約においても、特約条項や情報セキュリティに関する合意書の付加をしていない。

- このサービスを利用して申請した場合、自分の個人情報を誰が取り扱うのか、そういったことも申請者が分かるようにしておくべき。
- マイナンバーカードに健康保険証などの機能を持たせるのも、このサービスで出来るようになるのか。
- マイナ・アシストは、マイナンバーカードの申請に特化しているもので、そういったことが出来るものではない。
- あくまでも初めてマイナンバーカードを取得する場合のみ利用するものなの

- か。
- 初めてのかたと、10年の有効期限が経過しカードを作りなおす際に利用するものである。
 - 市のマイナンバーカードの普及率はどのくらいか。また、この機器を導入することでどのくらいまでを目標にしているのか。
 - 現在の普及率は43%である。国は令和4年度末までに100%の普及率を目指している。よって、出来るだけそこを目指せたらと考えている。
 - 諮問書P.14「製品説明資料」の「申請来庁方式」について説明願いたい。
 - 申請時来庁方式とは、2つあるマイナンバーカードの受け取り方法の1つである。申請をする段階で本人確認を済ませてしまい、交付時には来庁不要といったものである。それに対し、交付時来庁方式という方法があり、カードをお渡しする際に本人確認を行うものである。一般的には交付時来庁方式が採用されており、当市もこちらを採用している。
 - 他にご質問がなければ、このサービスでの申請において、申請者本人が行うものであることなどを申請者に分かるようにしていただくことで、諮問通り行うことを「可」とする。
- 「安全施設等管理業務支援システム業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び交通課の回答

- 諮問書P.8「システムの紹介」の図では、市民からの要望連絡は電話のみであるが、実際にはメールなども受け付けているのか。
- ほとんど電話であるが、メールでいただくこともある。
- 障害などの事情で電話が難しいかたの受け皿はあるという理解で良いか。
- お見込みのとおりである。市ホームページを通じ、各課へメールにてお問合せなどいただくことは可能である。
- 諮問書P.37「委託先における個人情報保護の規程」に、秘密情報として取り扱わない情報の記載がある。ここに当てはまるのは、あくまでも受託者内部の社員などの情報のことを言っているのか、それとも市職員の情報も当てはまるのか。
- 受託者内部のものであって、市職員の情報は含まれない。また、こちらからお渡しする個人情報は、すべて秘密情報として取り扱っていただく。
- あくまでも受託者内部社員などの情報が該当するものと理解した。
- 諮問書P.2「4個人情報を取り扱う作業の留意点」(1)について、作業場所が社内の他「テレワーク時は自宅」とある。社内についてはセキュリティ上配慮されていると思うが、自宅で行う場合どのような対処をされているのか。
- 使用するPCログイン時及びクラウドサービスアクセス時それぞれに個別のID・パスワードが必要となり、第三者による不正アクセスの対策がなされている。また、従事者は定期的に個人情報に係る規程の読み合わせ、過去に発生した漏えいなどの事例の共有も図っており、意識啓発も行っていると伺っている。
- IDとパスワードが個別にあったとしても、事故は起こり得る。市が、作業従事者との面接を行うことは当然出来ないのも、会社の情報セキュリティポリシーや基準書などの確認もしていただくようお願いする。情報セキュリティの決まりの中に、IDやパスワードの管理の規定も定めているはずであり、その規定に従い、社員はIDやパスワードを管理しているはずである。その他研修の実施な

どの確認もあるが、少なくとも情報セキュリティに関する規程の確認はするようお願いする。

- 委託業務の中でもテレワークで実施されているものが増えている。自宅など会社以外で、テレワークなどの作業をする場合、情報セキュリティをどう保つのかということについて、本件を良い例として、どう確認していくのか、事務局も今後の課題としてとらえていただけたらと思う。
- サーバはどこにあるのか。国内にあるのか。
→ 東京と大阪にある。
- 海外のサーバだと、国内法が適用されない場合もあり、確認した。
- 本件は3課がこのシステムを使用することのだが、システムに入力した情報は、3課で共有されるのか。
→ 現在は共有されていない。しかし、ここに入力できる情報の中には、2課若しくは3課が関わるものもあり、そういったものについて、複数の課で閲覧出来るようにするかどうか、3課で協議していく予定である。
- 大規模災害など起きたときを想定すると、3課で共有しておいたほうが良いと思う。
- 災害だけでなく、昨今事件や事故も多いので、共有できるようにしておくほうが、現実的かと思う。
- 例えば、通学路の案内表示が映る場合、個人宅も映ってしまうのか。
→ 個人宅などが写らないようにする。
- いずれ、市民のかたも見られるようにするのか。
→ 現在は出来ないが、いずれそのようにしたいと考えている。例えば、防犯カメラについては、どこにあるのか見られるようにしたほうが、抑止力になる。
- 他にご質問がなければ、諮問通り行うことを「可」とする。

○「都市計画情報等提供システムの構築、導入及び保守契約」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び情報政策課、都市計画・住宅課の回答

- 生産緑地には、土地所有者の氏名、住所が載るのか。
→ 生産緑地への追加や、相続などによる生産緑地の削除など、生産緑地制度の申請を受けたものについて、都市計画・住宅課で都市計画決定（変更）の事務を行っている。この際の申請書の中に、氏名・住所などの個人情報が入っており、リストデータで管理している。このリストデータと GIS 情報とが紐づいており、そのため受託者が取扱う個人情報に含めている。ただし、公開されるものには、氏名・住所など個人情報は掲載されない。
- 土地所有者の氏名や住所は公開されないとの理解で良いか。
→ お見込みのとおりである。公開されるデータと市職員が管理するデータは別である。
- 生産緑地に限らず、諮問書 P. 2 「4 個人情報の種類」にある個人情報は、公開用データには一切掲載されないとの理解で良いか。
→ お見込みのとおりである。
- 用途地域などの都市計画情報は公開されるのか。
→ お見込みのとおりである。インターネット上で地番検索をしていただくと、用途地域は何かや、都市計画道路がかかっているのかなどを見られるようにする。
- 都市計画道路の予定地も反映されるのか。

- 計画決定されているものは反映される。
- 受託者であるアジア航測㈱は、以前よりシステムの契約をしている会社なのか。
- アジア航測㈱が提供しているシステムで「ALANDIS NEO」というものがあり、市では以前よりそちらを契約利用し、都市計画情報などを地図情報に落とし込み管理している。公開型にするに際し、「ALANDIS NEO」では対応していないので、同社が提供する「ALANDIS+公開型 GIS」へ移行するのが本件である。
- システムの移行はスムーズに進みそうなのか。
- 契約は締結済みで、公開型にするための準備をしているところである。3月には仮運用を行い、4月1日より実際に公開出来ればと考えている。
- 諮問書 P. 2「個人情報の種類」に記載の「住宅地図は、一般に市販されている地図データの電子版」について伺う。これは、アジア航測㈱が持ってきた「ALANDIS+公開型 GIS」の中に既に組み込まれた形で持ってくるのか、それとも市で組み込むのか。
- こちらはゼンリン社の電子版地図を購入し、アジア航測㈱にセッティングしていただくものである。システム構築の契約の一部となっており、そのまま利用する形となる。
- 著作権上の問題はクリアしているのか。
- あくまでも市内の職員が使用するものとしての対応となっているので、電子版地図購入時にそういった著作権上の問題はクリアしている。
- ゼンリン地図には戸別名が掲載されている。先ほど公開される情報には氏名などの個人情報は掲載されないとの説明があったが、この戸別名が除かれたゼンリン地図が掲載されるとの理解で良いか。
- 公開される情報には、ゼンリン地図を使用しない。著作権の関係で、市内では使用できるが、一般のかたに公開することが出来ないためである。
- この受託者とは以前より契約されているので、一定信頼できるかと思うが、責任者の配置などきちんとした手順は踏んでいただき、きちんとやっていただくようお願いする。
- 以前より契約をされているとのことだが、現在も受託者代表者は諮問書 P. 1 記載のかたか。
- お見込みのとおりである。
- このかたが、会社を代表し契約行為を行っている立場ということか。
- お見込みのとおりである。
- 個人情報を公開する予定はあるのか。
- 公開する情報の選択は可能だが、個人情報を公開する方針は今現在無い。
- 内部利用のほうでは、諮問書 P. 2「4 個人情報の種類」以外の個人情報を取り扱う予定はないのか。
- お見込みのとおりである。
- 諮問書 P. 50「仕様書」4. 作業場所について、課の名前がある。これは、更新作業や更新に向けての作業をやってもらうということなのか。また、これは、受託者従事者が来庁し作業を行うものなのか。
- 基本的には職員が行うものであるが、不明点等出てきた場合、支援という形で来ていただくことを想定している。
- 基本的には職員が行う。
- 基本的な地図情報のメンテナンスについては、職員が行う。
- 同じく「仕様書」3_4 (7) (8) に「庁外配信データ更新」とあり、それぞれ年3回、12回とある。この庁外配信データとは、一般に公開されるデータのことか。

- お見込みのとおりである。職員のデータの更新は日々行われるが、実際にそのデータを市民のかたに見ていただくのは、庁内向けに作っているデータから個人情報などを抜くなど加工し直す作業が発生するため、リアルタイムではなく、あるタイミングをもって行うという形としている。
- その作業が、年に3回や12回ということか。
- お見込みのとおりである。
- 他にご質問がなければ、諮問通り行うことを「可」とする。

(4) 報告

○個人情報取扱業務届出書について（総務課）

（情報公開係長）

本日机上に配付いたしました、『個人情報取扱業務届出報告書』をご覧ください。

市の個人情報保護条例では、個人情報を取り扱う業務を始める際や止める際、取り扱う個人情報などを変更する際は、その「業務の概要」や「個人情報を利用する目的」などを記載した個人情報取扱業務届出書を市長へ届け出て、この審議会に報告することが定められています。

この度は、令和2年4月1日から令和3年8月13日までに届出のありましたものについて、ご報告差し上げます。1枚目「2. 実施期間別受理の状況」をご覧ください。当該期間に届出のあったものは、開始が32件、廃止が6件、変更が51件で、令和3年8月13日現在の届出済の業務数は廃止されたものを除き609件です。

1枚めくっていただき、2枚目をご覧ください。

2枚目は、新規で届出のあった業務一覧になります。開始年月日欄が令和2年度より前となっているものがございます。届出書につきましては、総務課より各課に対し、届出済のものについて見直しをお願いしており、各課はその際に業務の棚卸をしていただき、届出が必要な業務がないかの確認をしております。その際に、届出をしていない業務があったり、既に届出済の業務に包括されていたものを独立させて届出たりといったことがあり、そういったものについていただいているものでございます。

3枚目をご覧ください。

3枚目、4枚目は届出済のものに変更のあった業務一覧になります。変更理由が“届出済み分の修正”となっているものは、誤字脱字の修正や✓の修正などになります。

5枚目をご覧ください。

届出済の業務が廃止となったものについて、廃止の届出をいただいた業務一覧になります。

6枚目から8枚目には、実際の届出書を参考に添付しております。

こちらの報告につきましては以上です。

○東村山駅東口駅前トイレへの防犯カメラ設置（道路河川課）

（情報公開係長）

「令和3年度第4回個人情報保護運営審議会への報告事項」という資料をご覧ください。

市の施設への防犯カメラ設置は、市が、個人が映った撮影データを収集すること、警察から撮影データの提供を求められた場合には提供する可能性があることから、

「以前諮問した際の注意点を守って運用すること」を条件に、設置後の報告とさせていただきます。

この度は、東村山駅東口駅前トイレに防犯カメラを設置したため報告するものです。

防犯カメラの設置箇所は、4ページ平面図にありますとおり、東村山駅東口にあります駅前トイレ男性用入口です。

設置台数は、1台です。

防犯カメラの設置は完了しており、撮影は令和3年6月23日から開始しております。

撮影対象者は、駅前トイレ及び駅前広場利用者です。

撮影時間は24時間となります。

防犯カメラの付近に、5ページの、カメラが稼働中であることを周知するポスターを掲示いたします。

撮影データの開示・外部提供に関する管理責任者は道路河川課長です。

防犯カメラの撮影記録は、
[REDACTED]に保存されます。

撮影データは約7日間分保存され、期間が過ぎると自動的に上書きされる仕様となっております。

警察署から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会書の提出により、撮影記録を求められたときは、どの警察署からどのような依頼があったのかを記入した文書、6ページのもので、こちらを起案に添付し、市長までの決定を得たうえで提供します。

また、提供に際しては、7ページにあります送付状を添付し、送付状にて「捜査目的以外での使用をしないこと」、「撮影データを使用した後は、市へ返還又は復元不可能な状態に消去すること」を求めます。

防犯カメラの設置に係る報告は以上です。

- 去年度、警察からの照会は何件程度あったのか。
- 手元にデータがなく、外部提供に際し、逐次情報コーナーが確認するわけではないため不明である。
- 次回審議会で前年度分の確認をお願いします。

(5) その他

無し

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。